

年 月 日

給水装置工事に伴う道路掘削及び路面復旧に関する履行誓約書

大阪市水道局長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名

電話 () -

指定給水装置工事事業者

指定番号

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 () -

大阪市 区 で申し込みました、給水装置工事の道路部分の施工にあたっては次のとおり誓約いたします。

- 1 水道法、道路法、道路交通法、大阪市水道事業給水条例、道路占用規則、水道局土木工事共通仕様書、給水装置工事設計施行基準、警察及び道路管理者の許可条件又は土地所有者の承諾条件、その他の関係法令等を遵守し施工します。
また、貴局職員の指示がある場合はそれに従い、選任した給水装置工事主任技術者を技術上の管理及び指導監督にあたさせます。
- 2 工事現場には必ず現場責任者を常駐させ、常に道路使用許可書及び道路占用承認書の写し、大阪ガス株式会社の回答書及び関連する埋設企業体へ提出した施工通知の回答書等を携行します。
- 3 配水管等から給水管の分岐、布設及び撤去を行うにあたり、必要な技能を有する者を従事させ、又はその者に工事に従事する他の者を監督させます。特に配水管等からの分岐穿孔・撤去は、貴局指定の講習を受講した技能者に施工させ、その者に穿孔講習会修了証の写しを携行させ、貴局職員が確認を求めた場合は提示します。
- 4 道路管理者の許可条件に従い、管布設、埋戻し及び道路復旧工事等全ての工程が完了できるように計画的に施工します。また、原則、天災等の避けることができない場合以外は、道路管理者に対する工事期間の延長申請を依頼しません。
- 5 工事施工日は事前に連絡し、貴局職員と日程調整を行い、施工立会を受けます。
- 6 施工の状況を確認できる写真（以下「施工状況写真」という。）をその各工程（舗装一次・二次本復旧完了時）において、必要箇所を漏れなく撮影（様式22及び水道局土木工事共通仕様書

参照)し、下記提出期限までに必ず提出します。

なお、施工状況写真の不足や不明瞭であること等により、貴局及び道路管理者から適正な施工状況が確認できないと指示された場合は、貴局の指示により、当該箇所の再掘削及び再復旧を実施し、これに要する費用を負担します。

また、他企業等において、舗装二次本復旧を行う場合についても他企業等から施工状況写真を取得し提出します。

【提出期限(施工状況写真)】

- ・管工事(舗装一次本復旧)完了時

施工日から2週間以内

※2週間以内に舗装二次復旧を行う場合は面積立会日までに提出

- ・舗装工事(舗装二次本復旧)完了時

施工日から2週間以内

※給水装置工事跡舗装復旧完成報告書(様式22)に添付し提出

- 7 道路部分の埋戻しにあたっては、水道局土木工事共通仕様書において指定された材料を使用し、路床はランマー等で転圧し、管底、管側面は間隙のないように各層ごとに十分締固め、陥没、沈下等が生じないように水道局土木工事共通仕様書に定める方法に従って適正に施工します。
- 8 舗装一次本復旧完了後は、当該箇所に「水どう」(給水装置工事設計施行基準の図2-32参照)と表示します。
- 9 市道及び国道の舗装二次本復旧に係る面積立会検査の際は、貴局及び道路管理者の指示に従います。
- 10 未認定道路の舗装二次本復旧に係る面積立会検査の際は、貴局及び土地所有者の指示に従います。
- 11 埋戻し工事の完了後、貴局が道路管理者及び土地所有者の完成検査に合格するまでの間は、その責任において当該箇所の路面の維持管理を行い、当該箇所の路面に陥没等の事象が発生した場合は速やかに補修を行います。なお、貴局が緊急対応を行った場合、それに要した費用を負担します。
- 12 道路部分に起因する瑕疵の存在が判明し、貴局がその瑕疵の修補又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求(当局が道路管理者又は土地所有者の完成検査に合格した日から2年以内になされたものに限る。)された場合はこれに応じます。
- 13 工事に起因して第三者に損害又は問題等が生じた場合は誠実に対応し、当方の責任において全て解決します。